

# 1 刈谷市障害者計画、刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画

## 刈谷市障害者計画

- 計画期間：平成30年度～令和5年度
- 基本理念：ノーマライゼーション

## 第6期刈谷市障害福祉計画・第2期刈谷市障害児福祉計画

- 計画期間：令和3年度～令和5年度

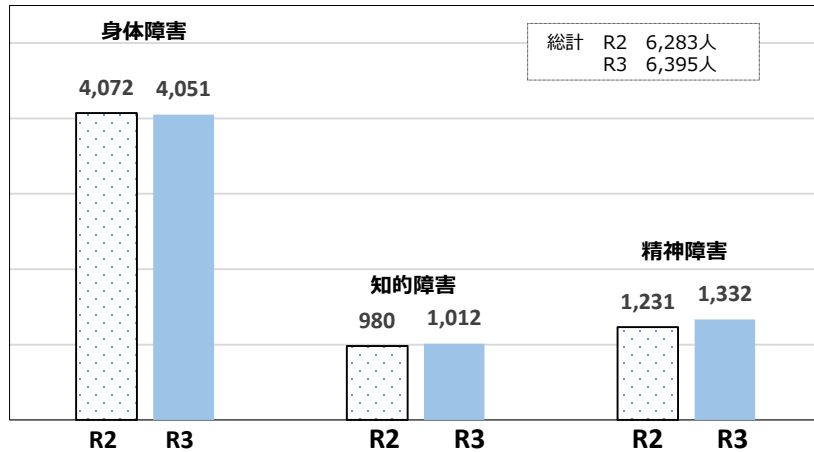
- ※「刈谷市障害者計画」 →平成10年に策定後、18年、24年、30年に改定
- ※「刈谷市障害福祉計画」 →平成18年に策定後、21年、24年、27年、30年令和3年に改定
- ※「刈谷市障害児福祉計画」 →平成30年に策定後、令和3年に改定

	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
根拠	障害者基本法	障害者総合支援法・児童福祉法
記載事項	医療や福祉、雇用等障害者施策の基本的な考え方と施策の方向性	計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）  数値目標及び必要なサービス量・確保のための方策
計画期間	法律上規定なし（現在は6年間）	基本指針で3年と規定

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
刈谷市障害者計画						刈谷市障害者計画					
第3期刈谷市障害福祉計画			第4期刈谷市障害福祉計画			第5期刈谷市障害福祉計画 第1期刈谷市障害児福祉計画			第6期刈谷市障害福祉計画 第2期刈谷市障害児福祉計画		
年度評価	年度評価	年度評価	年度評価	年度評価	年度評価	年度評価	年度評価	年度評価	年度評価	年度評価	年度評価
障害福祉計画部分の評価・検証											

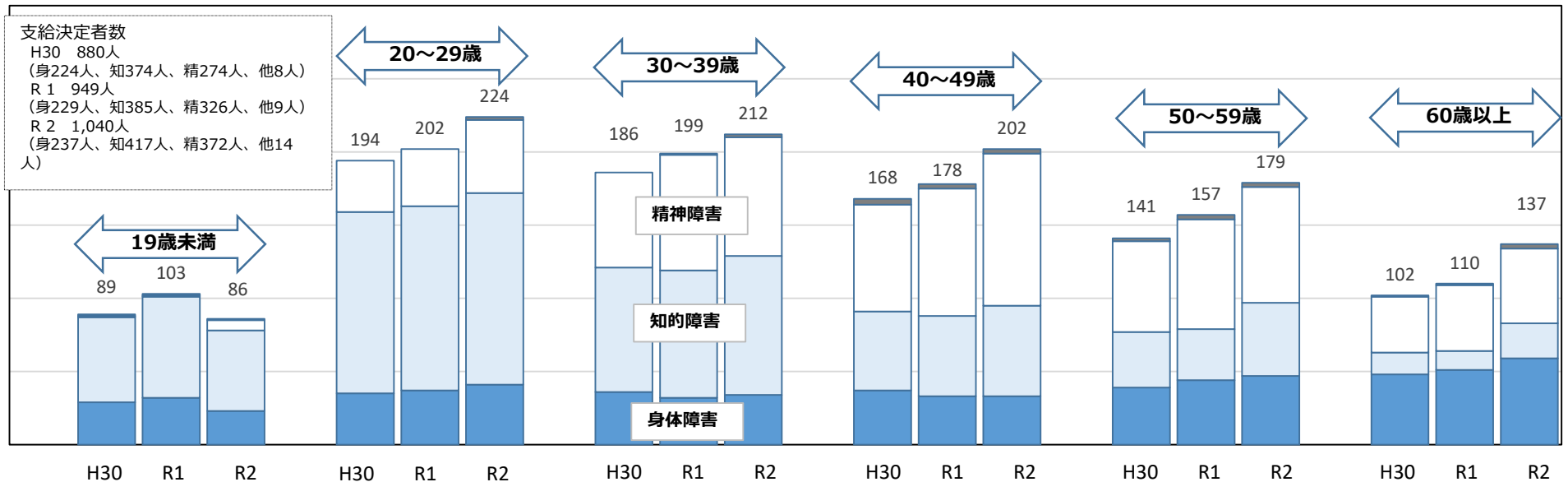
## 2 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数 ※各年4月1日時点



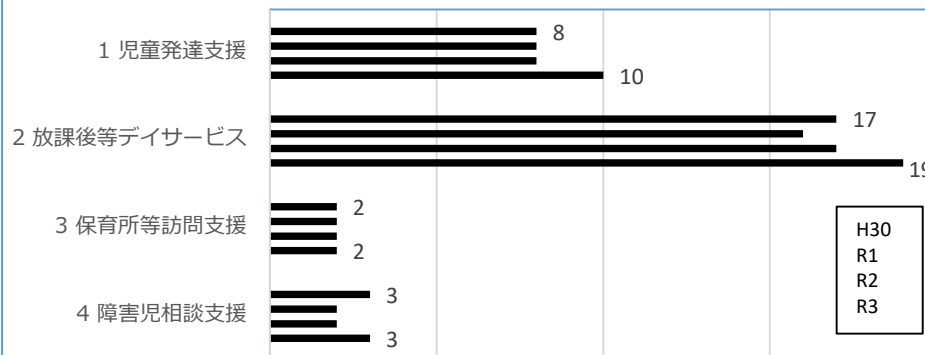
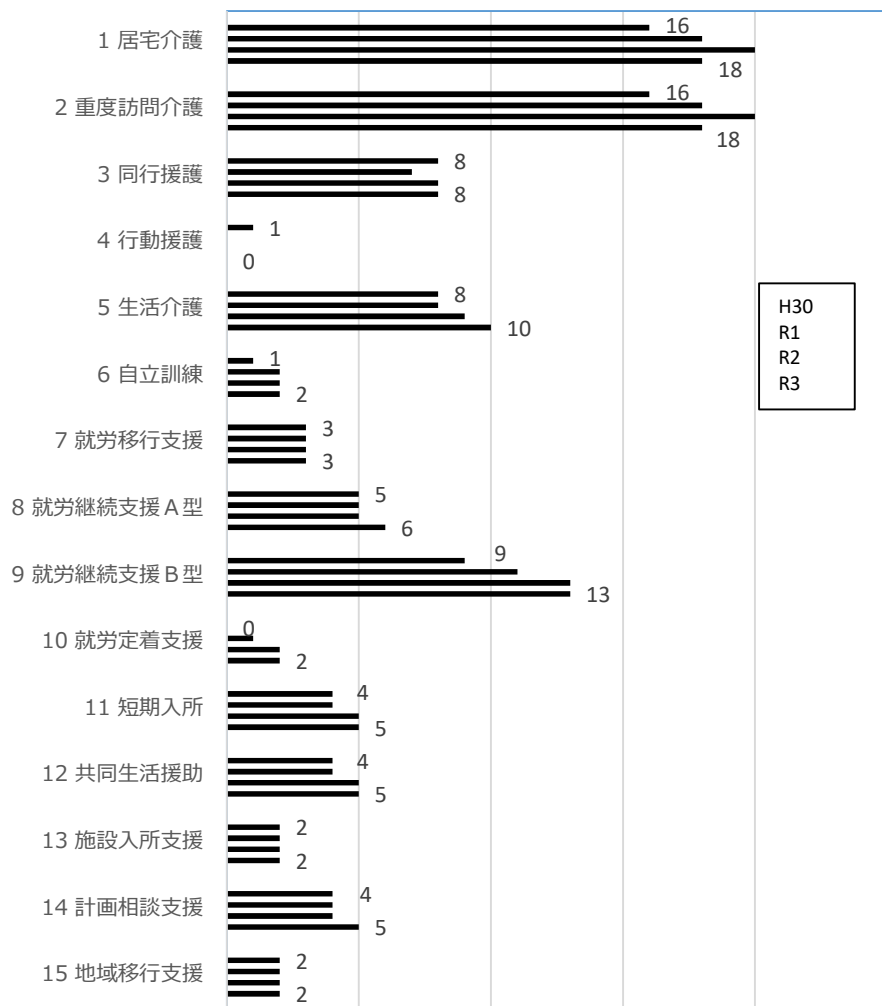
区分	身体障害		知的障害		精神障害	
	R2	R3	R2	R3	R2	R3
18歳未満	106	110	311	334	40	47
18～19歳	25	18	49	38	13	17
20～29歳	167	173	228	235	114	135
30～39歳	166	169	156	161	210	230
40～49歳	268	249	117	116	282	286
50～59歳	402	421	61	68	242	270
60～64歳	263	258	16	20	68	78
65歳以上	2,675	2,653	42	40	262	269
総計	4,072	4,051	980	1,012	1,231	1,332

(2) 障害福祉サービスの年齢層別支給決定者数 ※障害児通所支援等除く

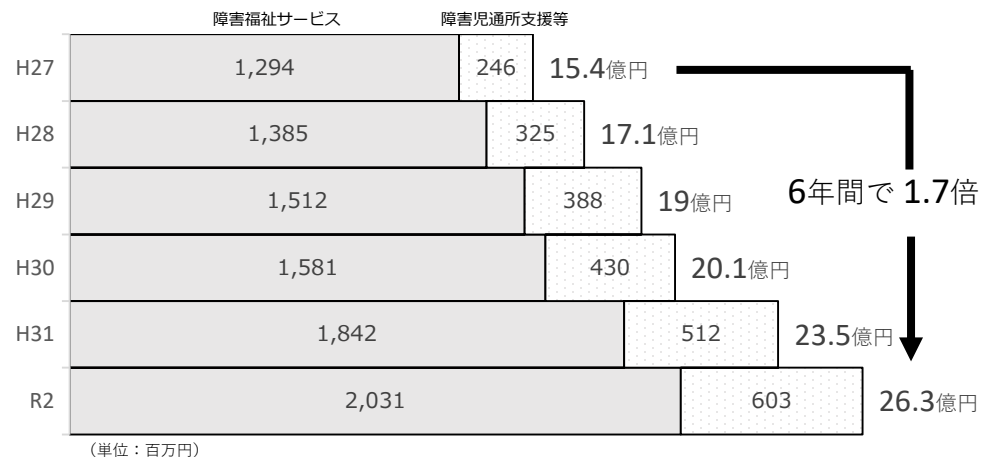


(3) 障害福祉サービスの事業所数 (平成30～令和3年) ※各年4月1日時点

(4) 障害児通所支援等の事業所数 (平成30～令和3年) ※各年4月1日時点

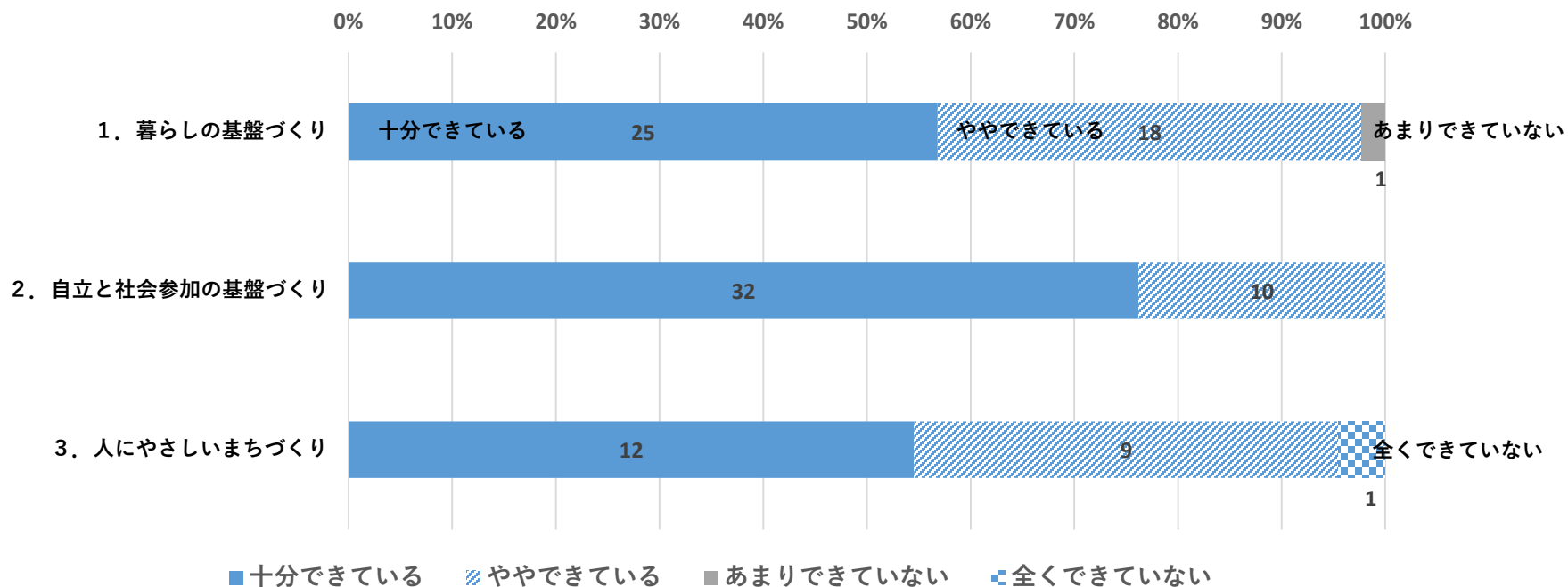


(5) 障害福祉サービス・障害児通所支援等の給付費



### 3 刈谷市障害者計画の基本目標単位の評価


- ・「刈谷市障害者計画」の具体的取り組みについて、担当課ごとに進捗状況評価を行った。
- ・評価方法は「十分できている」「ややできている」「あまりできていない」「全くできていない」の4段階とした。
- ・「刈谷市障害者計画」を構成する3つの基本目標別の進捗状況は以下となっている。



- 各基本目標とも、事業は概ね計画どおりに実行されている。
- 「十分できている」が最も多いのは、“2.自立と社会参加の基盤づくり”で、76.2%となっている。

## 4

## 刈谷市障害者計画の重点課題に対する取り組み

	項目	具体的な取組み	主な取組み状況 (R2)						
重点課題 ①	障害のある人の継続的な雇用・就労の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校、一般企業、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、公共職業安定所等とのネットワークの構築</li> <li>○自立支援協議会の就労支援部会の活動内容の充実</li> <li>○企業内での障害及び障害のある人への理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、就労移行支援事業所、公共職業安定所等を構成員とした就労支援部会や就労支援機関同士の情報共有の場として就労支援連絡会を開催し、障害のある人の一般就労への移行及び就労定着を図った。</li> <li>・就労支援部会では、企業の雇用担当者を対象者とした「障害者雇用セミナー」や「事業所バスツアー」が新型コロナウイルスの影響により実施できなかったが、オンラインによる方法を含め実施手法を検討した。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者雇用セミナー</td> <td>企業による精神・発達障害者雇用に関する事例紹介</td> </tr> <tr> <td>事業所バスツアー</td> <td>市内3か所の就労移行支援事業所の見学</td> </tr> </tbody> </table>	概要		障害者雇用セミナー	企業による精神・発達障害者雇用に関する事例紹介	事業所バスツアー	市内3か所の就労移行支援事業所の見学
概要									
障害者雇用セミナー	企業による精神・発達障害者雇用に関する事例紹介								
事業所バスツアー	市内3か所の就労移行支援事業所の見学								
重点課題 ②	障害に対する理解の促進と虐待の防止・差別の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害に関する周知・啓発</li> <li>○合理的配慮の理念の浸透</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉総務課窓口や市民センター、保健センターで「ヘルプマーク」を配布するとともに、思いやりのある行動に関してホームページなどで普及啓発した。</li> <li>・障害を理由とする差別の解消に向け、市民だより等により啓発した。</li> </ul> 						
重点課題 ③	地域で暮らす体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害特性に応じたグループホーム等の整備</li> <li>○精神障害のある人をはじめとした地域移行支援の拡充</li> <li>○地域生活支援拠点等の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業所や医療機関等を構成員とした精神事例研修会において、施設や病院からの地域移行の事例から地域移行の進め方や地域移行後の関係機関の連携についての情報共有を行った。</li> <li>・医療機関、サービス提供事業所、民生委員等を構成員とした地域生活支援拠点等検討部会において、引き続き整備に向けた検討を行い、令和3年度運用開始を決定した。</li> <li>・グループホームのサービス提供継続と参入を促進するため、補助金を交付した。</li> </ul>						
重点課題 ④	障害のある子どもへの切れ目のない支援とニーズに応じた療育・保育・教育の場の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自立支援協議会の子ども部会の機能の向上</li> <li>○ライフステージ移行に対応できる情報共有の体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケアを要する障害のある子どもに対して、保護者の負担軽減のため、学校等での訪問看護サービスを提供した。</li> <li>・教員向けに、学校における経管栄養の見守りができるよう喀痰吸引等研修（3号研修）を実施した。</li> </ul>						

## 5 第5期刈谷市障害福祉計画・第1期刈谷市障害児福祉計画（前計画）の成果目標

国の基本指針に基づき、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援に対する課題等に対応するため、次の5つの成果目標を掲げています。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

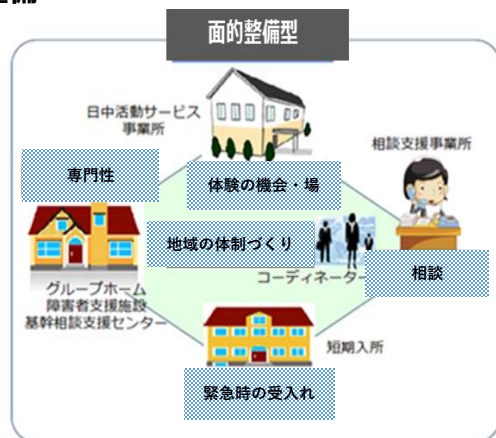
項目	H28末（実績）	R2末（目標値）
施設入所者数	81人	81人
地域生活移行者数	—	3人

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、令和2年度末までに保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置する。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等を令和2年度末までに面的に整備する。



### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	H28末（実績）	R2末（目標値）
福祉施設から一般就労への移行者数	17人	26人 (H28実績の1.5倍)
就労移行支援事業の利用者数	43人	52人 (H28実績の1.2倍)
就労移行支援事業所全体に占める就労移行率が3割以上の事業所数の割合	—	50%以上
就労定着支援による職場定着率	—	80%以上

※福祉施設 …就労移行支援、就労継続支援A型・B型等の事業所

※就労移行支援…一般就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うもの

### (5) 障害児支援の提供体制の整備等

医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を平成30年度末までに設置する。

## 6 成果目標の実績

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

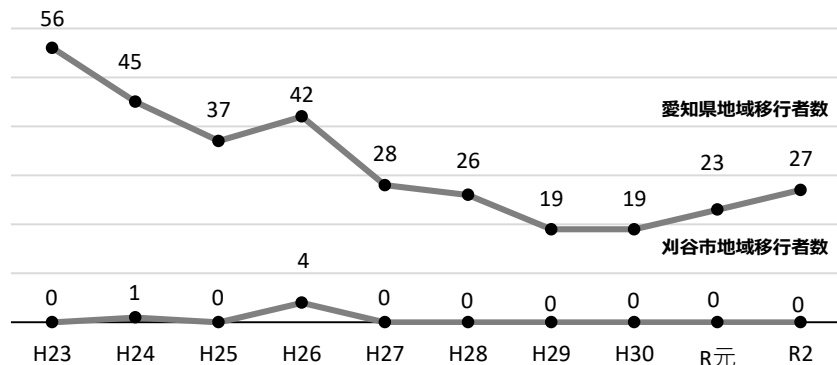
目標値 令和2年度末の施設入所者数を81人とする

	H30	R元	R2
施設入所者数	78人	77人	76人

目標値 令和2年度末までに施設から地域生活への移行者数を3人とする

	H30	R元	R2
地域生活移行者数	0人	0人	0人

【地域移行者数の推移(愛知県/刈谷市)】



【令和2年度の総括】

施設入所者数については、目標値を上回ったが、主に死亡や入院によるものであり、自宅やグループホームなどへの地域生活への移行者は3年間で0人であった。

施設入所者の重度化・長期化は地域移行の障害の一因と考えられるが、今後も引き続き移行ニーズの把握に努めるとともに、グループホーム等の受け皿の確保など、地域移行・地域定着を図る上で必要な居住支援の機能の充実を進めていく。

### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標値 令和2年度末までに保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置する

	H30	R元	R2
協議の場	未設置	未設置	設置

【令和2年度の総括】

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉、介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的な支援を目指す「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた関係者による協議の場を設置した。

### 3 地域生活支援拠点等の整備

目標値 令和2年度末までに地域生活支援拠点等を面的に整備する

	H30	R元	R2
地域生活支援拠点等	未整備	未整備	未整備

【令和2年度の総括】

令和元年度に引き続き、「地域生活支援拠点等検討部会」において、整備に向けた検討を行った。

検討部会では、整備方針として、地域生活を支援する居住支援のための5つの機能を充実させ、障害のある人の地域の暮らしを面的に支える仕組みづくりを段階的に整備していくこととし、令和3年度当初から「相談」「緊急時の受入」機能の運用開始を決定した。今後は残る機能の充実に向けて引き続き検討を進める。

## 4

## 福祉施設から一般就労への移行等

目標値 令和2年度中に福祉施設を退所し一般就労する者を26人とする

	H30	R元	R2
一般就労移行者数	27人	11人	22人

目標値 令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数を52人とする

	H30	R元	R2
就労移行支援事業利用者数	29人	31人	31人

目標値 令和2年度末までに就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数を50%以上とする

	H30	R元	R2
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数の割合	100%	100%	66%

目標値 各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%以上とする

	H30	R元	R2
職場定着率	—	75%	100%

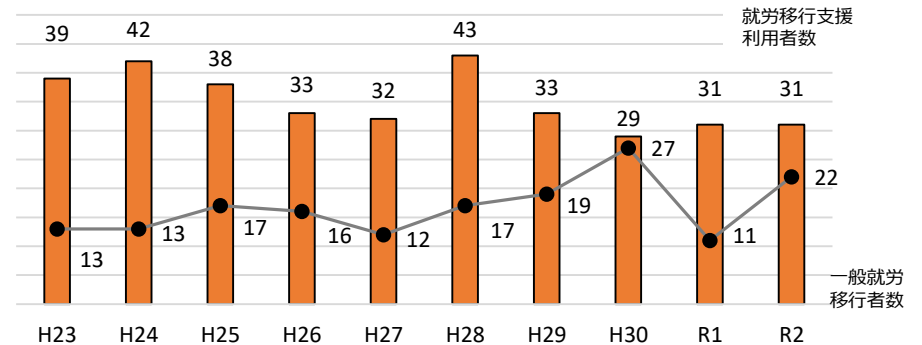
【令和2年度の総括】

福祉施設からの一般就労への移行については、前年度と比較して増加したものの計画期間中における目標値の達成は平成30年度のみにとどまった。一般就労移行者22人が移行前に利用していた福祉施設は、就労移行支援が11人、就労継続A型が8人、就労継続B型が3人であった。

一方で、就労移行支援事業の利用者数は31人で前年並みであった。一般就労への移行率については、計画の全期間において目標を達成した。

今後も就労希望に応えるため、引き続き就労移行支援事業所の支援体制の充実のほか、障害者雇用を進める企業や各種支援機関とのネットワークを活用し、就労に向けた情報共有を図っていく。

【一般就労移行者数と就労移行支援利用者数の推移】



## 5

## 障害児支援の提供体制の整備等

目標値 平成30年度末までに医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。

	H30	R元	R2
協議の場	設置	—	—

【令和2年度の総括】

障害者自立支援協議会の子ども部会において、新たに開始した訪問看護による学校での医療的ケア対応への補助制度の利用状況の報告や、医療的ケア児コーディネーターの更なる周知とともに、今後の保護者支援の充実や地域とのつながりなどの地域課題の共有を図った。

今後も、医療的ケア児の理解を進め、保健、医療、福祉、教育の分野それぞれの役割を確認しつつ、有効な支援の実現を目指す。



サービス名	単位	R元	R2		
		実績	見込量	実績	進捗率
1居宅介護	時間(時間/月)	2,066	2,200	2,615	118.9%
2重度訪問介護	時間(時間/月)	4,070	3,960	4,096	103.4%
3同行援護	時間(時間/月)	112	108	122	113.0%
4行動援護	時間(時間/月)	18	28	16	57.1%
5生活介護	日数(人日/月)	3,872	4,220	3,926	93.0%
6自立訓練(機能訓練)	人数(人/月)	1	2	0	0.0%
7自立訓練(生活訓練)	人数(人/月)	6	11	5	45.5%
8就労移行支援	人数(人/月)	30	52	28	53.8%
9就労継続支援A型	人数(人/月)	109	125	123	98.4%
10就労継続支援B型	人数(人/月)	246	245	263	107.3%
11就労定着支援	人数(人/月)	9	5	13	260.0%
12療養介護	人数(人/月)	14	12	14	116.7%
13短期入所(福祉型)	人数(人/月)	43	48	43	89.6%
14短期入所(医療型)	人数(人/月)	5	8	4	50.0%
15自立生活援助	人数(人/月)	0	3	0	0.0%
16グループホーム	人数(人/月)	82	80	91	113.8%
17施設入所支援	人数(人/月)	76	81	77	95.1%
18計画相談支援	人数(人/月)	82	80	85	106.3%
19地域移行支援	人数(人/月)	0	1	1	100.0%
20地域定着支援	人数(人/月)	0	1	0	0.0%

## 【令和2年度の総括】

- ・行動援護、自立訓練(機能訓練)、短期入所(医療型)、自立生活援助は市内に事業所が存在しないため、見込みを下回った。
- ・就労移行支援は、サービスの利用が原則2年間と限られ、利用者の継続的な確保が難しいこともあり、事業者の新規参入が進まない要因と考えられ、見込みを下回った。
- ・居宅介護、グループホームはニーズが高く、見込みを大きく上回った。

サービス名	単位	R元	R2		
		実績	見込量	実績	進捗率
1児童発達支援	人数(人/月)	81	75	81	108.0%
2医療型児童発達支援	人数(人/月)	1	1	1	100.0%
3放課後等デイサービス	人数(人/月)	233	208	252	121.2%
4保育所等訪問支援	人数(人/月)	15	20	20	100.0%
5居宅訪問型児童発達支援	人数(人/月)	0	6	0.3	5.0%
6障害児相談支援	人数(人/月)	62	64	67	104.7%

## 【令和2年度の総括】

- ・サービス全体においてニーズは高い傾向にある。中でも放課後等デイサービスは見込みを大きく上回る実績が続いており、今後も新たな事業所の参入を促すとともに、サービスの質の確保も求められる。
- ・居宅訪問型児童発達支援は、市内に事業所が存在しないため、新たな事業所の参入を促す必要がある。

サービス名	単位	R元	R2		
		実績	見込量	実績	進捗率
1移動支援	時間(時間/月)	1,010	1,026	627	61.1%
2地域活動支援センター	人数(人/月)	64	79	55	69.6%
3移動入浴	人数(人/月)	9	11	9	81.8%
4日中一時支援	人数(人/月)	61	65	63	96.9%

## 【令和2年度の総括】

- ・移動支援の実績は、新型コロナウイルス感染症拡大によるものとみられる影響により大きく減少したが、利用者の社会生活上不可欠な外出への支援や、社会参加を促す面において、継続的な利用が求められるため、ヘルパー人材の確保が課題である。
- ・日中一時支援は、事業所が新規開設したことにより、利用者が増加した。

# 8 第6期刈谷市障害福祉計画・第2期刈谷市障害児福祉計画（新計画）の成果目標

## 第6期刈谷市障害福祉計画・第2期刈谷市障害児福祉計画

●計画期間：令和3年度～5年度 ●策定根拠：障害者総合支援法・児童福祉法 ●策定期間：令和3年3月

	項目	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画
成果目標①	福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 令和5年度末までに、3人が地域生活へ移行する。</li> <li>② 令和5年度末時点の施設入所者数を、77人とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 令和2年度末時点で、3人が地域生活へ移行する。</li> <li>② 令和2年度末時点の施設入所者数を、81人とする。</li> </ul>
成果目標②	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数、精神障害者のサービス利用者数の活動指標を設定する。	令和2年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。
成果目標③	地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討を年1回以上実施する。	令和2年度末までに、障害者の地域生活を支援する地域生活支援拠点を面的に整備する。
成果目標④	福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 令和5年度中の福祉施設を通じた一般就労への移行者数を、16人とする。</li> <li>② 令和5年度中の就労移行支援による一般就労への移行者数を、10人とする。</li> <li>③ 令和5年度中の就労継続支援A型による一般就労への移行者数を、2人とする。</li> <li>④ 令和5年度中の就労継続支援B型による一般就労への移行者数を、4人とする。</li> <li>⑤ 令和5年度に一般就労へ移行した者のうち就労定着支援の利用者数を、12人とする。</li> <li>⑥ 令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率8割以上の事業所を全体の70%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 令和2年度末時点の福祉施設を通じた一般就労への移行者数を、26人とする。</li> <li>② 令和2年度末における就労移行支援利用者数を、52人とする。</li> <li>③ 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を、令和2年度末までに全体の50%以上とする。</li> <li>④ 各年度の就労定着支援による支援開始1年後職場定着率を、80%以上とする。</li> </ul>

## 8 第6期刈谷市障害福祉計画・第2期刈谷市障害児福祉計画（新計画）の成果目標

	項目	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画
成果目標⑤	障害児支援の提供体制の整備等	令和5年度末までに以下の提供体制を継続する。 ① 児童発達支援センター ② 保育所等訪問支援体制 ③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所 ④ 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所 ⑤ 医療的ケア児支援のための協議の場 ⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーター	平成30年度までに、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。
成果目標⑥	相談支援体制の充実・強化等	相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保する。	新規
成果目標⑦	障害福祉サービス等の質の向上	障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制を構築する。	新規